

虐待防止のための指針

合同会社オリーブ
オリーブの樹訪問看護ステーション

1. 基本方針

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、予防予備早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれを認識し、本方針を順守します。

2. 虐待の定義

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある行為を加えること。又は正当な理由がなく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為を要求すること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対し著しい暴言、著しく拒否的な対応又は不当な差別的な言動、著しい心理的外傷を与える言動をすること。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、①～③の行為と同等の放置、利用者を擁護すべき職務上の立場を怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の座位ワンを不当に処分すること。利用者から不当に財産の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

委員長：代表 富田達也

副委員長：役員 富田美穂

委員：看護スタッフ、事務職員

4. 委員会の開催

委員会は概ね年1回開催する。必要時随時開催する。

5. 委員会の審議事項

- ① 虐待に関する基本理念、行動規範等及びよく因への周知に関すること。
- ② 虐待のための指針、マニュアルの整備に関すること。
- ③ 虐待防止に関する職員研修に関すること。
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること。
- ⑤ 虐待発生時の対応に関すること。
- ⑥ 虐待の原因分析を再発防止対策に関すること。
- ⑦ 再発防止策の効果に関すること。

6. 虐待が発生した場合の対応

明らかに虐待と思われる事象が発生した場合、速やかに担当ケアマネージャー等と連携調整し、その要因削除に努める。客観的事実確認後、当該職員が関与していること

が判明した場合は、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事例の場合は行政および警察の協力を仰ぎ、虐待を受けている者の安全と権利を擁護する。

7. 虐待が疑われる事例が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待を疑う報告があった場合、臨時に委員会を開催し事象内容の分析対応策を検討する。関係職員（主治医、ケアマネ、行政担当者等）に報告し、必要時合同会議を開催する。

8. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及びご家族等の申し出によりいつでも閲覧できる。

9. その他

利用者の権利養母及び虐待防止等のための外部研修等に積極的に参加し、早期発見・早期対応に努める。

附則 本指針は 2023 年 5 月 1 日より施行
2024 年 4 月 1 日改訂